

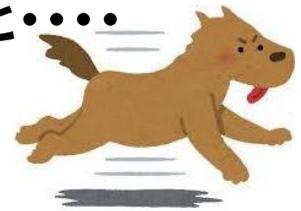
守ろう 小さな生き物の 命

飼いネコ・飼いイヌの適正飼養

国頭村では、希少動物を捕食する野生化した（ネコ・イヌ）の存在が問題となっています。捨てネコ、捨てイヌの増加も問題となっています。これらを防ぎ、国頭村の安全で快適な生活環境と豊かな自然生態系を守るために、適正な飼養をお願いします。



・・・飼いネコ・飼いイヌを捨てると・・・



生活環境への被害

- ✓ 野犬による人身被害
- ✓ 糞尿被害
- ✓ 感染症被害
- ✓ ゴミ荒らし・住居侵入被害
- ✓ 家畜を襲う等の被害
- ✓ 観光客等への被害

イヌ・ネコへの被害

- ✓ ネコ同士でのエイズ感染症の被害
- ✓ 交通事故被害
- ✓ 繁殖し死亡するネコが増加

生態系への被害

- ✓ 野生化しヤンバルクイナやケナガネズミ等の希少生物の捕食被害

■ノネコ・ノイヌを増やさないために

- ✓ 繁殖を希望しない方は繁殖制限（去勢・避妊）に努めてください。
- ✓ ネコは室内で飼養するように努めてください。
- ✓ イヌは人畜に危害を与えないように係留しないとはいけません。
- ✓ ノラネコ・ノライヌに、餌や水などを与えてはいけません。
- ✓ ネコ・イヌを捨てないでください。愛玩動物を遺棄すること（捨てること）は犯罪になります。

■飼いネコ・飼いイヌの登録について

国頭村では、「国頭村ネコの愛護及び管理に関する条例」「狂犬病予防施行規則」により飼いネコ・飼いイヌの登録が義務付けられています。下記の点をご確認のうえ、必ず登録してくださいようお願いいたします。

- ✓ ネコ・イヌの登録については、福祉課で受付を行っています。
- ✓ ネコ・イヌを所有し、又は飼養及び管理する者は、登録手数料が必要となります。
- ✓ 登録には、ネコ・イヌを連れてくる必要はありません。

・・・・・・詳細は次ページを参照ください・・・・・・

●国頭村ネコの愛護及び管理に関する条例について

飼いネコの適正な飼養及び管理に関する事項を定める事により、動物愛護の意識を高めるとともに、生活環境衛生の保持及び自然環境の保全を図ることを目的として制定しています。

- [ネコ条例](#)
- [規則：飼いネコの登録申請書・再交付申請書・登録の変更様式](#)

●国頭村飼い犬条例・国頭村狂犬病予防法施行規則について

飼いイヌの管理を適正に行わせることにより、イヌによる人畜その他に対する危害を防止し、もって社会生活の安全を保持するとともに、公衆衛生の向上を図ることの条例、及び狂犬病予防のための規則を制定しています。

- [飼い犬条例](#)
- [規則：犬の登録申請書様式](#)

世界自然遺産の登録を目指す国頭村では・・・



ロードキル防止キャンペーン



ノイヌ・ノネコ対策会議

国頭村、大宜味村、東村では関係機関や地域住民と連携し、世界遺産候補地としての価値の維持を図るため、ヤンバルクイナなどのロードキル対策、ヤンバルテナガコガネ、マルバナクワガタなどの密猟防止など野生生物の保護普及啓発活動を進めています。

**飼いネコ・飼いイヌにとって捨てられることは不幸なことです。
さらに、それらが野生化すると希少動物の脅威となっています。
飼いネコ、飼いイヌの登録やマナーを守り適正な飼養をしましょう**



－問合せ－

国頭村役場
福祉課 世界自然遺産対策室
TEL : 0980-41-2101
FAX : 0980-41-5910